

政策保有株式に関する方針および議決権行使についての考え方

2022.6.24

新光商事

取締役会

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーの利益に通じる中長期的な取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性を勘案し、発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値の向上に資すると考える場合において、政策保有株式を必要最低限保有する方針としています。

当社は、毎年取締役会にて個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、その継続・非継続を検証しております。保有意義が薄いと判断した銘柄については、投資先との交渉を行いながら縮減を図っていきます。

2. 議決権行使についての考え方

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、投資先企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、実質的にガバナンスが十分であることを確認致します。その上で、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、必要に応じて当該企業との対話を行い、中長期的な視点で投資先企業との総合的な取引関係の維持・強化という観点から総合的に判断することとしています。これにより 当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益につながると考えています。

以上